

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人</p> <p>ア <u>総合政策部</u>の所管に関する事。</p> <p>イ <u>防災安全課</u>の所管に関する事。</p> <p>ウ <u>会計課</u>の所管に関する事。</p> <p>エ 消防本部及び消防署の所管に関する事。</p> <p>オ 選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事。</p> <p>カ 他の常任委員会の所管に属しない事。</p> <p>(2) 教育民生委員会 6人</p> <p>ア <u>生活文化部</u>の所管に関する事。</p> <p>イ 健康福祉部の所管に関する事。</p> <p>ウ 医療センターの所管に関する事。</p> <p>エ 教育委員会の所管に関する事。</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人</p> <p>ア <u>産業建設部</u>の所管に関する事。</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 6人</p> <p>ア <u>企画総務部</u>の所管に関する事。</p> <p>イ <u>財務部</u>の所管に関する事。</p> <p>ウ <u>出納室</u>の所管に関する事。</p> <p>エ 消防本部_____の所管に関する事。</p> <p>オ 選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び監査委員の所管に関する事。</p> <p>カ 他の常任委員会の所管に属しない事。</p> <p>(2) 教育民生委員会 6人</p> <p>ア <u>市民文化部</u>の所管に関する事。</p> <p>イ 健康福祉部の所管に関する事。</p> <p>ウ 医療センターの所管に関する事。</p> <p>エ 教育委員会の所管に関する事。</p> <p>(3) 産業建設委員会 5人</p> <p>ア <u>環境産業部</u>の所管に関する事。</p>

イ 上下水道部の所管に関する事。

ウ 農業委員会の所管に関する事。

(4) 予算決算委員会 17人

ア 予算及びこれに関連する事。

イ 決算及びこれに関連する事。

ウ 亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）に規定する基本構想及び基本計画の議案に関する事。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。

（委員の辞任）

第14条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

イ 建設部の所管に関する事。

ウ 農業委員会の所管に関する事。

(4) 予算決算委員会 17人

ア 予算及びこれに関連する事。

イ 決算及びこれに関連する事。

（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）

第5条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。
ただし、任期満了による改選が任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（議会運営委員及び特別委員の辞任）

第14条 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。